# 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な 仕組みの在り方に関する検討会(第2回)議事概要

開催日時:平成30年9月27日(木)13:00~15:00

開催場所:中央合同庁舎第2号館 共用会議室4

出席者:

#### 【構成員】

宇賀 克也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) ※座長

犬塚 克 (横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長)

大谷 和子 (株式会社日本総合研究所執行役員/法務部長)

岡村 久道(弁護士、京都大学大学院医学研究科講師)

佐藤 一郎 (国立情報学研究所副所長/教授)

松岡 萬里野(一般財団法人日本消費者協会理事長)

村上 文洋 (株式会社三菱総合研究所社会 ICT 事業本部 ICT・メディア戦略グループ主任研究員)

### 【オブザーバー】

添田 徹郎 (行政管理局管理官)

淹澤 有美 (統計局統計調査部調査企画課課長補佐)

松田 昇剛 (情報流通行政局地方情報化推進室長)

三原 祥二 (個人情報保護委員会事務局参事官)

# 【事務局等】

佐々木 浩(大臣官房地域力創造審議官)

稲原 浩(自治行政局地域情報政策室長)

若林 拓(自治行政局地域情報政策室課長補佐)

自治行政局地域情報政策室

# 議事:

- 1. 地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程(案)
- 2. 地方公共団体間で同じルールとして検討すべき範囲について
- 3. 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る主な検討 項目
  - ① 作成組織における加工基準
  - ② 加工対象となる個人情報の範囲等についての整理
  - ③ 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

《議事1について》 特に意見なし。

《議事2について》

# 【佐藤構成員】

○ルールとして基本的に非識別加工情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律」の非識別加工情報と同一の基準でいいと思うが、行個法における非識別加工情報 は個人情報保護委員会が所管している。今回検討する地方公共団体の制度について誰が 管理監督するのか、留意をして検討すべき。

### 【大谷構成員】

○作成組織による提案の募集を考える場合に、作成組織そのものは、自ら個人情報を保有していないので、地方公共団体の保有している個人情報のうち、どのような情報を提供できるのか等の情報収集の仕組みの検討も必要となるのではないか。

# 【岡村構成員】

○行個法においては、非識別加工情報を民間事業者へ提供することが前提となっているが、 大規模災害時の広域避難等の課題に自治体が対応することであれば、民間だけでなく自 治体間で非識別加工情報を利用できるようにする必要性があるのではないか。自治体が 住民生活の安全・安心の確保のために活用すると考えれば、地方の非識別加工情報の活用 主体を民間事業者に限定する必要はないのではないか。

# 【村上構成員】

- ○検討に際して、小規模自治体でも実現可能なルールであるかどうか、留意するべきだと 思う。
- ○地方公共団体といっても、例えば一部事務組合は含めるのか、首長部局だけなのか、教育委員会も含めるのかという範囲も、今後の議論の中で明確にした方がいいのではないか。

#### 【大谷構成員】

○地方公共団体の非識別加工情報を災害対策などで利活用するためにどうしたらいいの か、民間だけでなく自治体間において非識別加工情報をどのように活用してくのかにつ いても、活用事例の整理の中で取り組んでみてはどうか。

### 【佐藤構成員】

○行個法では、個人情報ファイル簿が加工対象となるデータの一覧と位置づけられていて、 それに対して提案を求めるという建付けになっている。地方公共団体では個人情報取扱 事務登録簿で管理している団体もあるので、そういった団体はなるべく個人情報ファイ ル簿に揃えていくのか、補完的な方法を使って提案を受け付けられるようにするのか考 えておいた方がいいのではないか。

### 【字賀座長】

○個人情報取扱事務登録簿で対応している自治体において、これを急に個人情報ファイル 簿に変えるのは難しいので、個人情報取扱事務登録簿のまま、そこに非識別加工の対象の ものを記載するということを考えているのではないか。

### 【事務局】

○条例で、非識別加工情報の仕組みを入れるための通知やひな形を出しているが、その際は行個法に倣い個人情報ファイル簿を作成するか、もしくは事務取扱登録簿で過渡的に対応するかのいずれかの手法を示している。こういった実態も踏まえながら、作成組織を検討する際に、どのような提案の仕方があるのかというのは整理をして、またご審議いただきたい。

### 【村上構成員】

○作成組織が団体の個人情報ファイル簿や事務登録簿を集めて、それを公開したものを見た企業が提案をするといった、具体的なイメージを議論できるとよい。

#### 【犬塚構成員】

○同じような情報であっても、自治体によってファイルの持ち方は異なるといった実態があるのではないか。自治体の個人情報ファイルという概念で考えると課題も出てくるのではないかという印象を持った。

《議事3 ①作成組織における加工基準について》

### 【佐藤構成員】

○加工基準については、個人情報保護委員会規則第11条各号に関するガイドラインのうち、第5号でデータベースの特異性に言及されている。作成組織の検討にあたって、1つの地方公共団体毎に匿名加工を行うのではなく、複数の地方公共団体のデータを匿名加工する場合、データベースの特異性を作成組織がどう判断するのかという問題がある。複数団体のデータをまとめる影響については、識別リスクが上がる場合とそうでない場合があり、一概に判断できるものではない。

○国の行政機関と比較して、地方公共団体は、悉皆性ないし網羅性の高いデータを持っている。そういうデータは、個人の特定につながりやすい場合があり、悉皆性のあるデータの匿名加工に関しては丁寧に議論しておく必要がある。統計におけるレコード抽出又はサンプリングといった手法を活かす等により、悉皆性を含んだデータに対応していくのが良いのではないか。

### 【佐藤構成員】

○国の行政機関については、行政機関が同じデータを持っているということはほとんどない。独立行政法人等に関しても、例えば国立大学法人の場合、当然、法人間で学生は重ならないので、やはり分かれていると評価できた。自治体に関しては、県のデータと市町村のデータで考えれば、対象者が重なることがあり得る点が異なる。

### 【岡村構成員】

○基本的に事務局案に賛成である。加工基準がばらばらとなると、匿名加工情報として流通する観点から問題がある。やはり個人情報保護委員会規則で定められているものと同じ基準にした上で、運用の際に、佐藤構成員の指摘の点を踏まえて対応する形が、合理的ではないか。

# 【松岡構成員】

○地方公共団体が保有する個人情報に係る非識別加工情報の議論の際にも、データ形式が 課題として議論されたが、今回の作成組織においても課題となるか。

# 【事務局】

○必ずしも地方公共団体間で形式はそろっていない状況である。この作成組織を考えた場合に、どのような対処方法があるのかといった点については、今後の検討の中で個人情報に係るデータ形式という論点を準備しているので、ご審議いただければと考えている。

#### 【佐藤構成員】

○技術的な点で考えると、悉皆性のあるデータに関する匿名加工については、リスクがあるという点については、明記していただきたい。規則第11条第5号の特異性というところで悉皆性という特性を十分に考慮するというところになるかと思うが、現在の規定ぶりだとやや弱いのではないか。事務局の判断だと思うが、悉皆性のあるデータなどに関しては留意が必要であるというようなことは書いておいたほうが良いと考えている。

### 【岡村構成員】

○留意事項を示す点は賛成であるが、現在の個人情報保護委員会規則における加工の基準 が、当初の検討では、識別性の低減のための基準という前提で議論していたものが、完全 に識別性がない状態を目指すための基準に近い形に出来上がったという議論の経緯を頭 の隅にとめておかないといけない。

### 【村上構成員】

○地方自治体に過度な負担をかけないという点に配慮して、基準なり、データ形式なり、取り扱いルールを決めないといけないと思う。

# 【犬塚構成員】

○悉皆性のあるデータについてのリスクを考慮すると現在の加工基準に危険性があるということであれば、加工基準の文言を修正する方向もあるのではないか。修正した基準を民間部門を含む統一基準としても、民間部門に悉皆データがないのであれば問題はないと考えられる。

# 【村上構成員】

○海外の企業や国際機関などから提案があった際のケースについても考慮しておいたほうが良いと思う。

#### 【大谷構成員】

- ○異なる加工基準というのはそもそもあり得ないと思っているので、加工基準については、 事務局案で問題ないと思っている。
- ○地方公共団体の保有する悉皆性のある情報の取扱いについて、現在の個人情報保護委員会規則と照らして、見直しが必要であれば、そういう提言を行うということもあるかと思うが、加工された情報は匿名加工情報の定義に沿ったものとなる必要があると考えている。

# 【佐藤構成員】

○次世代医療基盤法は、本人のオプトアウト手続きが設けられているので、必ずしも同じ加工基準にする必要はなかったと考えるので、作成組織の加工基準を決める際の理由として次世代医療基盤法の取扱いを記述すべきかどうか、考えてほしい。

《議事3 ②加工対象となる個人情報の範囲等についての整理》

### 【岡村構成員】

○重点分野の中に、医療が含まれているが、医療情報を取り扱う次世代医療基盤法との関係

性はどのような前提で検討するのか。

### 【事務局】

○現時点で断定的な整理はしていないが、医療分野については、次世代医療基盤法で対応されるという前提の上で、役割分担の議論があり得るかどうかではないかと考えている。

### 【岡村構成員】

○今の説明で結構ではないかと思うが、現場に混乱が生じないよう、可能な限り明確な仕分けを目指していただければと思う。

# 【大谷構成員】

○現在挙げられている項目は重点的なものとして取り扱いつつも、例えば教育分野や保育 分野も民間部門によるデータの利活用により何らか解決の道が開かれれば素晴らしいと 思う。働き方改革や災害対応など、挙げられている項目以外のものも社会的な重要性がな いということではなく、十分に取り組む価値があるものだというメッセージも伝わるよ う、補足するのがよいのではないか。

### 【岡村構成員】

○自治体が扱う情報のうち住民の情報だけではなく、職員の情報を扱う場面についても論点として考えたほうがよいのではないか。

### 【佐藤構成員】

- ○行個法の改正の際の議論では、権力性をもって収集したデータと、そうではないデータで 分けたほうがいいのではないかという議論もあった。また、権力性をもって収集していな いデータでも、非識別加工情報で提供するとなったときに、住民からデータが集めにくく なれば意味がないので、こういうケースが資料にある業務遂行に支障を及ぼすおそれが ある場合に含まれるか否かなどの議論があるかと思う。
- ○対象となる情報の範囲について、いわゆる個人情報ファイル簿なりに整理されていない ものは対象から外すといったことも論点ではないか。
- ○いわゆる二次流通について、活用目的を限定するだけで縛れるのかという問題がある。作成組織と利活用する事業者との間の契約で縛るということであればいいと思うが、そうでないと、活用目的だけ縛っても実質的な効果がないということになるのではないか。
- ○研究開発を目的とすることについて、医療情報の研究開発は、創薬など成果が広く全国に 及ぶので理解しやすいが、地方公共団体の情報を使った研究開発については、必ずしも当 該団体の住民にメリットが実感されやすいケースばかりでもないと思うので、研究開発 の成果については、丁寧に整理した方がよいのではないか。

### 【村上構成員】

○対象情報としてどこまでを対象範囲とするか議論する必要がある。例えば、学校の場合、 義務教育課程の学校のほか、市立高校や公立大学もある。

# 【犬塚構成員】

- ○前回の検討会において、自治体が独自に行っている事業の中で収集した個人情報を作成 組織に提供することとすると、自治体の自主的な活動を阻害する可能性があると発言し たが、資料にある、事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合という切り口で、こうい った懸念には対応できると思う。
- ○活用目的について、国としてデータ利活用を重点的に進めていこうとする分野に対象範囲を絞るという方向性は、住民の理解を得やすくなるという点で賛成できる。

### 【松岡構成員】

○重点分野の設定という方向性は、情報を利用される本人、住民の側の安心感・理解が得られるので、示した方が良いと思う。また、民間事業者も、それぞれの分野に関心のある事業者の活動が刺激されて、活用の進展につながるのではないか。

《議事3 ③地方公共団体からの個人情報の円滑な提供について》

### 【岡村構成員】

- ○地方公共団体等が非識別加工情報の提供を受けることも検討の対象としたのは大変良い ことであり、対象とする方向で検討がまとまれば、大変結構なことであると考える。
- ○防災・減災など、活用分野と研究開発目的について、疑義を招くことがないように、表現 ぶりなどを調整する必要がある。

#### 【佐藤構成員】

- ○地方公共団体から作成組織に素のデータを渡していいのかどうかについては、様々な考え方がある。例えば、作成組織が極めてセキュアであり、職員を含め組織としても統制がとれているのであれば、個人情報ファイルをそのまま提供しても問題ないかもしれない。また、地方公共団体で氏名や住所の一部を削除するとか、一定程度の匿名化を行った上で提供するとか、様々な考え方があり得る前提で安全管理措置も検討した方が良いのではないか。
- ○どのようなデータを作成組織に提供するかどうかについては、地方公共団体が判断する という、事務局資料の方向性で問題ないと思う。また、自治体のデータの形式等が異なる 実態があるので、スタート時はそういった実態を踏まえ技術的な問題で提供できない場

合も想定してはどうか。

○国、地方公共団体、国公立大学等に非識別加工情報を提供できるとの方向性には賛成であるが、仮にこういった主体にも提供できるとした場合、提供された非識別加工情報の取り扱いに問題があったときに、誰が監督するのかは整理する必要がある。

# 【犬塚構成員】

- ○地方公共団体から作成組織に提供するデータについて、作成組織の従事者が識別できる 形での情報の提供はできるだけ避けたほうがいいと思う。少なくとも氏名とか直接識別 できる情報は削除するというルールを明確に書いておいて、作成組織の従事者は識別行 為をしてはいけないといった義務規定を置いたほうがよいと思う。
- ○研究機関のように、個情法の適用が除外されている者に対しては、契約や協定において 情報の取扱いを規律しているが、作成組織を通じて提供した場合に、契約を通じた規律 のような手法がとれるのかという点も問題ではないか。

### 【岡村構成員】

○行政機関個人情報保護法の場合には必要があれば契約で縛るというような形にしたのではなかろうかと思うので、同じような方向性で今後検討するのではないか。その上で、不適切な提供等の事態が生じたような場合は、本年成立した不正競争防止法の限定提供データを不正に取得・使用等する行為の差止請求権といったような対応になると思われる。

# 【犬塚構成員】

○個人情報の提供の事前段階で地方公共団体に加工方法を知らせていただいた上で、提供 するかどうかを判断できる仕組みとしていただければと思う。

# 【事務局】

○地方公共団体側から見て、資料にある判断基準に加える必要のあるものはあるか。

#### 【犬塚構成員】

○具体的に想定はできていないが、原則は提供するとしつつ、例外事由を設けた上で、新 しい仕組みで何があるか想定しきれない場合もあるので、それ以外にも提供しないこと ができるとしておいた方が安心ではあると思う。